

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	スポーツ交流施設屋根幕材残存強度試験業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	太陽工業(株)東北支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、スポーツ交流施設の屋根に使用されている幕材の強度が新設時の強度と比較してどの程度低下しているか試験するものである。 スポーツ交流施設の幕材は、建築基準法が想定しない特殊の建築材料を大臣が個別に審査して認める建築基準法旧38条に基づき、平成7年6月9日付けで認定を受けたもので、幕材の強度低下の比較や試験のため検体採取した部分の補修は、幕材の製造メーカー以外に実施することが不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者に特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和6年8月5日
-------	----------